

令和5年3月 定例会

第1号（令和5年3月9日）

□ 出席議員及び欠席議員の氏名	P1
□ 会議録署名議員の氏名	P1
□ 職務のため議場に出席した者の職氏名	P1
□ 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	P1
□ 議事日程	P2
□ 開会	P6
□ 会期の決定	P6
□ 諸般の報告	P7
□ 議案の上程	P7
□ 施政方針並びに提案理由の説明	P9
□ 一般質問	P13
□ 散会	P28

令和5年3月

## 池田町3月定例会 会議録

第 1 日

招集年月日	令和5年3月2日			池田町告示第6号		
招集の場所	池田町議会議場					
開会日時	令和5年3月9日			午後1時30分		
散会 閉会	令和5年3月9日			午後3時05分		
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	丸石 純一	出	5	佐野 和彦	出
	2	松井 靖明	出	6	和田 義則	出
	3	宇野 一正	出	7	飯田 拓見	出
	4	宇野 邦弘	出	8	岩崎 昭一	出
会議録署名議員	2番	松井 靖明		3番	宇野 一正	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長代理	坂本 利夫				
	町長	杉本 博文		住民税務課長	佐野 成美	
	副町長	溝口 淳		農村政策課長	中村 博司	
	教育長	内藤 徳博		木望の森づくり課長	長谷川 正喜	
	総務財政課長	森川 弘一		保健福祉課長	山口 証明	
	町土整備課長	山崎 政弥		教育委員会事務局課長	飯田 康志	

議事日程

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

## 令和5年3月定例会日程表（第1号）

令和5年3月9日（木）

午後1時30分 開会

### 開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第 1 号 令和 4 年度池田町一般会計補正予算(第 10 号))

日程第 5 議案第 2 号 令和 4 年度 池田町一般会計補正予算 (第 11 号)

日程第 6 議案第 3 号 令和 4 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 7 議案第 4 号 令和 4 年度 池田町国民健康保険診療施設  
特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 8 議案第 5 号 令和 4 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 9 議案第 6 号 令和 4 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 10 議案第 7 号 令和 4 年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 11 議案第 8 号 令和 4 年度 池田町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 12 議案第 9 号 令和 5 年度 池田町一般会計予算

日程第 13 議案第 10 号 令和 5 年度 池田町国民健康保険特別会計予算

日程第 14 議案第 11 号 令和 5 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

日程第 15 議案第 12 号 令和 5 年度 池田町簡易水道特別会計予算

- 日程第 16 議案第 13 号 令和 5 年度 池田町下水道事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 5 年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 5 年度 池田町介護保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 5 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 17 号 池田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 18 号 池田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 22 議案第 19 号 池田町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 23 議案第 20 号 池田町職員の定年等に関する条例等の  
一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第 24 議案第 21 号 池田町まちづくり自治基金の設置、管理及び処分に関する  
条例の全部改正について
- 日程第 25 議案第 22 号 池田町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 23 号 池田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 27 議案第 24 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 25 号 池田町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 26 号 溪流温泉「冠荘」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 27 号 池田町志津原地域リゾート施設の設置及び管理条例の  
一部改正について
- 日程第 31 議案第 28 号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の  
一部改正について

日程第32 議案第29号 公の施設の指定管理者の再指定について

施政方針並びに提案理由の説明

日程第33 一般質問

閉議

令和 5 年 3 月 定例会会議録（初日）

令和 5 年 3 月 9 日

開始時間 午後 1 時 30 分

○飯田議長

本日、令和5年池田町議会3月定例会が召集されましたところ、議員各位には、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申しあげます。

ただ今の出席議員は、8名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年池田町議会3月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、「2番松井靖明君」「3番宇野一正君」の両名を指名致します。

日程第2

会期の決定を議題と致します。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から17日までの、9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○飯田議長

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から17日までの、9日間に決定いたしました。お諮りいたします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しております、定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、10日から16日までは休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○飯田議長

ご異議なしと認めます。よって9日と17日は本会議、10日から16日までは委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

○飯田議長

日程第3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりであります。

本定例会にすでに配布のとおり、議案第1号ほか28件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか関係者の出席を求めております。以上で諸般の報告を終わります。

○飯田議長

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて

(専決第1号 令和4年度池田町一般会計補正予算(第10号))

日程第5 議案第2号 令和4年度 池田町一般会計補正予算(第11号)

日程第6 議案第3号 令和4年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

日程第7 議案第4号 令和4年度 池田町国民健康保険診療施設  
特別会計補正予算(第4号)

日程第8 議案第5号 令和4年度 池田町簡易水道特別会計補正予算(第5号)

日程第9 議案第6号 令和4年度 池田町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第10 議案第7号 令和4年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第8号 令和4年度 池田町介護保険特別会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第9号 令和5年度 池田町一般会計予算

日程第13 議案第10号 令和5年度 池田町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第11号 令和5年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

日程第15 議案第12号 令和5年度 池田町簡易水道特別会計予算

日程第16 議案第13号 令和5年度 池田町下水道事業特別会計予算

日程第17 議案第14号 令和5年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 18 議案第 15 号 令和 5 年度 池田町介護保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 5 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 17 号 池田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 18 号 池田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 22 議案第 19 号 池田町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 23 議案第 20 号 池田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の  
条例の制定について
- 日程第 24 議案第 21 号 池田町まちづくり自治基金の設置、管理及び処分に  
関する条例の全部改正について
- 日程第 25 議案第 22 号 池田町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 23 号 池田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例の一部改正について
- 日程第 27 議案第 24 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 25 号 池田町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 26 号 溪流温泉「冠荘」の設置及び管理に  
関する条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 27 号 池田町志津原地域リゾート施設の設置及び管理条例の  
一部改正について
- 日程第 31 議案第 28 号 池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理に関する条例の  
一部改正について
- 日程第 32 議案第 29 号 公の施設の指定管理者の再指定について

以上、29議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。  
町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

議長 町長 杉本

○飯田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、令和5年池田町議会3月定例会が開催され、令和5年度一般会計補正予算案をはじめ29議案をご審議いただくにあたり、施政の方針とともに各議案の概要についてご説明申し上げます。

始めに弥生3月を迎える、町内もようやく春の日差しを感じる時節となりましたが議員各位にはご多用の中を3月定例会にご出席いただきありがとうございます。

それでは令和5年度に臨む町政の方針について申し上げます。

先ず、施政の方針として「増し算の施策」と「足し算の施策」による町政の充実と致しました。これは、事業を加えていくという「足し算の取り組み」ばかりを重要視するのではなく、現行の多岐多用な取り組みや事業の磨き上げを行うことで、各種事業の品質や魅力、機能の向上化を図る「増し算の取り組み」を進めることによって、住民福祉の充実・強化を図りたいとするものであります。

このテーマを基に、脳ペルプロジェクト、木望の森100年プロジェクトなどの磨き上げに取り組むとともに、「仮称：地域農政ビジョンづくり」に向けた懇話会の設置、農村体験、都市農村交流事業の魅力化へ向けた懇話会の設置、教育大綱の検証・見直し懇話会の設置、更には集落テキストづくりへのモデル地区の選定とともに、RMO、いわゆる地域運営組織づくりへ向けてのワークショップ、主体的な学習の場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また観光地域づくり法人の発足に向けては、一般財団法人「池田屋」内に発足準備室を設置し、年内を目途に発足を図って参りたいと考えております。持続可能な観光地づくりに向けて、地域としての競争力、稼ぐ力の引き出し、関連事業や事業者との連携や調整などを担い、観光地経営の視点に立った舵取り役となるよう準備を進めて参りたいと考えております。

また本年内には国道417号冠山峠道路が開通との予定ですが、開通となれば交通事故等の懸念とともに乱開発や不法投棄などの懸念も大きくなることは必至と言えます。町いたしましては「仮称：池田町風景環境保全条例」の制定について、作業チームを編成して参りたいと考えております。

また池田町では先般、脱炭素実現ビジョンを策定したことから、今後は地球温暖化対策推進法における区域施策編の策定およびその実行に向けて取り組む必要があることから、町民参加型での実行隊の編成を行って参りたいと考えております。

次にこの冬の降雪・積雪量は、過ぎてみれば平年並み弱の状況にて済むことができましたが、除雪作業に従事いただく方々においては、高齢化による技術継承の不安や後継者難による労働力確保への不安が表面化しております。

そこで池田町建設協会からの提案に基づき、冬季、農閑期の農業者や農業機械を活用しての除雪隊「仮称：ファーマーズ除雪隊」の編成・運用が出来ないか、積極的な検討とともに次期

シーズンにおいて実験運用を図って参りたく考えております。

次に予てから検討・計画いたしておりました図書館の開発センター移転に伴う仮設実験事業「仮称：図書公民館ブック・アンド・コミュニティセンター・ツドエル」の開設につきましては、この秋には移転開設したいと考えております。

また拡張整備に取り組んでおりました「ツリーピクニックアドベンチャーいけだ」および新設いたします「子ベンチャーパーク」につきましては、5月の大型連休前にオープンを予定し、デンマークにて製作中の大型遊具である「仮称：王家の山」が完成する8月にはグランドオープンを計画したいと考えております。

次に予てから、木造化はもちろん、木材町内調達事業として、またバイオマス熱エネルギー活用事業として、更には図書公民館事業の拠点としても、そして行政サービス窓口のワンストップ化など、重層的複合機能とともに、その実践施設とすべく調査・学習・検討・協議を重ねて参りました新庁舎・図書館整備事業におきましては、目下、基本設計作業中ではあります  
が、夏までには完了させ、実施設計作業に入りたいと計画いたしております。

併せて木材調達事業についても、本格化させていきたく考えております。

以上、令和5年度に臨む施政の方針と致します。

それでは、本日ご提案致しました各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに議案第1号専決処分の承認を求めるについて、専決第1号令和4年度池田町一般会計補正予算第（10号）につきましては、1月の記録的な寒波の対応から除雪費経費の増額が必要となったため3,095万円を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものいでございます。

次に議案第2号令和4年度池田町一般会計補正予算（第11号）につきましては、この度1,145万4千円を減額し、予算の総額を43億9,054万7千円と致すものでございます。

その主な内容は、7款商工観光費、2項観光費、4目新産業開発費においてツリーピクニックアドベンチャーいけだ拡張整備分のオープンに向けて、その準備経費として835万8千円を計上致しました。

13款諸支出金、1項基金費、23目教育文化施設整備基金費に、1億円を積み立てることと致しました。その他各款、項、目において事業の実績に合わせ不要額の減額を行っております。

次に議案第3号令和4年度池田町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、この度294万円を減額し、予算の総額を3億1,151万9千円と致すものであります。その内容は保険給付費の精算に伴うものであります。

次に議案第4号令和4年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第4号）につきましては、この度849万2千円を減額し、予算の総額を1億7,538万5千円と致すものであります。その内容は、人件費に関する補正のほか、消費税支払いの必要性が生じたことから、消費税55万円を計上致すものであります。

次に議案第5号令和4年度池田町簡易水道特別会計補正予算（第5号）につきましては、この度440万円を追加し、予算の総額を3億8,566万2千円と致すものであります。その内容は水道の漏水対策に伴うものであります。

次に議案第6号令和4年度池田町下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、この度113万7千円を減額し、予算の総額を2億4,562万8千円と致すものであります。その内容は、下水道処理施設の電気代の増額のほか、消費税額の減額を行うものであります。

次に議案第7号令和4年度池田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、繰越明許費の設定を行うものであります。

次に議案第8号令和4年度池田町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、この度1,580万円を減額し、予算の総額を4億2,564万4千円と致すもので、その内容は、保険給付費の精算に伴うものであります。

次に議案第9号令和5年度池田町一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算の総額を39億3,450万円と定め、ご提案致すものでございます。令和4年度当初予算と比べ8,060万円の増、率にして2.1%の増となっております。主なものについてご説明申し上げます。

まず2款総務費におきましては、1項総務管理費、15目庁舎・図書館建設事業費において、新庁舎・新図書館の用地の取得及び整備費、建設用木材の事前調達に向けた経費として5,267万6千円を計上いたしました。

16目デジタル政策費におきましては、業務の効率化と質の高い行政サービスの提供を目指し、新たな行政システムの導入経費として1,742万4千円を計上致しました。

次に3款民生費におきましては、2項児童福祉費、6目子育て家庭支援費において、ようこそ赤ちゃん事業、ママがんばる手当等に1,245万1千円を計上致しました。

次に4款衛生費におきましては、1項保健衛生費、3目保健事業費において町民の健康の維持・増進に向け、脳べるプロジェクトや健康診査の経費として1,395万2千円を計上致しました。

次に6款農林水産業費におきましては、1項農業費、7目農地費において、農業の生産性を高める圃場整備事業に1億1,028万3千円を計上致しました。

16目経営構造対策事業費におきましては、あぐりパワーアップセンターの施設修繕経費として6,153万7千円を計上致しました。

2項林業費におきましては、「木望の森100年プロジェクト」の推進に向け、森林資源の整備と活用の促進を図るため、4目林道開設改良事業費において、林道整備に1億4,059万7千円を。10目森林・木材利活用費において、ウッドラボの運営費等で2,111万8千円を計上致しました。

次に7款商工観光費におきましては、2項観光費、2目観光開発費において、令和4年度より整備を進めております「道のオアシスフォーシーズンテラス整備事業」及び関連する遊歩道整備事業等に4億1,693万8千円を計上致しました。

5目観光情報発信費におきましては、冠山峠道路の開通。新幹線の敦賀延伸を見据え、観光地域づくり法人の発足準備。観光情報の発信経費として2,999万4千円を計上致しました。

次に8款土木費におきましては、2項道路橋梁費、2目道路維持費において、道路の維持補修費等のほかに農業機械を活用した道路除雪隊の実験運用の経費を含め9,989万7千円を

計上致しました。

次に10款教育費におきましては、1項教育総務費、2目事務局費において、教育委員会や図書館の開発センターへの移転費用として1,052万3千円を計上致しました。

5項社会教育費、9目能楽文化振興費におきましては、能面公募展のほか「薪能」の開催経費として1,396万6千円を計上致しました。

6項保健体育費、5目ウッドスポーツ振興費におきましては、ウッドスポーツの普及及びゲッター選手権大会の開催経費として920万7千円を計上致しました。

以上、これらの主な財源と致しましては、1款町税で2億6,327万9千円を。7款地方交付税で20億円を。11款国庫支出金で1億1,8072万8千円を。12款県支出金で3億894万3千円を。15款繰入金で2億4,863万5千円を。18款町債で5億6,400万円などをもって措置致したものでございます。

次に議案第10号から議案第16号までの各特別会計予算につきましては、総額で16億7,040万円と定め、ご提案致しました。各会計とも健全性を保ちながら目的を果たして参りたいと考えております。

次に議案第17号池田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、池田町議会においても個人情報の保護に対して適切な対応をとるため、新たに条例を制定致すものであります。

次に議案第18号池田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、池田町個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定致すものであります。

次に議案第19号池田町個人情報保護審査会条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、審査請求に係る諮問機関として池田町個人情報保護審査会の設置等を定めるため、新たに条例を制定致すものであります。

次に議案第20号池田町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定につきましては、地方公務員法の改正に伴い職員の定年を段階的に引上げ、令和13年度に65歳とするものであります。併せて組織の新陳代謝を確保するため60歳に達した管理監督職を非管理職へと降任させる、いわゆる役職定年の制度を設けるなど、所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第21号池田町まちづくり自治基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正につきましては、池田町に寄せられた「ふるさと納税寄附金」を住民や集落自らが地域の未来を考え、その実現に向け取り組む事業の経費に充てられるよう所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第22号池田町情報公開条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、池田町情報公開審査会の組織や審査手続き等に関し所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第23号池田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員には規定されていなかった住居手当について、一般職員と同様にするため、所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第24号池田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため、国民健康保険税の税率を改定するとともに、軽減措置に関する所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第25号池田町国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の額を50万円に引上げるため所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第26号渓流温泉「冠荘」の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、冠荘の入館料など利用料金の一部を見直すため所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第27号池田町志津原地域リゾート施設の設置及び管理条例の一部改正につきましては、管理施設の整理を図るため所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第28号池田町わんぱく冒険の森の設置及び管理条例の一部改正につきましては、ツリーピクニックアドベンチャーいだの拡張に伴い、当該施設に含まれる施設等の名称や利用料金を見直すため所要の規定の整備を致すものであります。

次に議案第29号公の施設の指定管理者の再指定につきましては、指定期間が令和5年3月31日をもって満了する、3施設の指定管理について指定管理期間を変更するものであります。

以上、本日ご提案いたしました議案の概略についてご説明申し上げました。何卒十分ご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長

日程第33

一般質問を行います。これより、通告順に発言を許します。

最初の質問者 宇野邦弘 君

○宇野邦弘議員

議長 宇野邦弘

○飯田議長

宇野君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。大きく4点にわたって質問致します。

1点目、この件は本当は言いたくないが「池田暮らしの7か条」の問題です。残念ながら全国に池田町の悪い側面のイメージが広がりました。多くの町民の方が賛否を超えて嫌な思いをしたことは現実です。同時に、今この動きを逆手に取って、もっともっと池田の良いところをアピールしようじゃないか、こういう動きが広まりつつあることは、1つの希望でもあります。これだけ騒がれ、多くの町民が残念ながら嫌な思いをした池田の広報。二度とこうした事が

起こらないようにするためにも、あらためて経過やその経緯を明らかにすることが必要だと考え、敢えて質問させていただきます。

ある移住者の方は「本当に心外です。池田が好きで気に入って移住してきたのに、傷つけられた。情けない。文章を撤回し、謝罪して欲しい」と言っておられます。別の方は「広報を見てから1ヶ月近く悶々としていたが、やはり言わなければ気が済まない」と、その思いをSNSで切々と語っておられます。

「中身は少しきついが広報に載せなくても」と言う方や、あるいは町外のご親戚や知り合いから「池田どうなってるの」との心配の電話もかかってきた。と、私は直接に何人からも、聞いております。

今や多様性と個性尊重が大事にされている社会に大きく変わっている時代です。敢えてもう1回言いますけれど「都会風を吹かすな」「品定めされている自覚を」、これはとんでもない時代錯誤の文言であり、書いた方や当時の区長会長さんの人権感覚が疑われます。

これでは「安易に池田に来たらあかんよ」と、言わんばかりの文言になってしまいます。これは受け止めの仕方によって変わるでしょうけども、移動の自由、基本的人権の尊重という点でも憲法違反と言っても、言い過ぎではない文言ではないでしょうか。

もちろん先程も言いました「当たり前のことが書いてある」「これは当然だ」と、こういう方も含めて、「わざわざ広報まで載せなくてもよかったのに」と、こういう意見が私の聞いた限りでは多数です。

町外からの役場への電話対応で、職員の方も苦労された。対応された関係者の皆さんに、あらためて、そういう意味からお見舞い申し上げたいと思います。

それでは改めてお聞きします。なぜ、どういう経過で、誰がこの文章を作ったのか。区長会で慎重に何回も審議されて決めたという報道もありますけれども、区長さんの中には「そう言えば決めたんだったかな」と、言う方もおられます。私も区長会の役員や区長会に何回も参加したことは、過去にありますけれども、区長会の提案文章は、ほとんど役場事務局が作っていたし、いちいち「賛否どうですか」と、賛否を確認することは、そんなにはなかった。私の経験では、そう記憶しています。実際の論議とどういう経過でこれが決めたのか。

2点目は、広報にこれを載せる判断は誰が行ったのか。広報に載せたら、これはちょっと問題になるかもしれない。こういう意見が本当に関係者の中で、広報に出される前に無かつたのかどうかをお聞きします。

また広報掲載の中で誤字など、果たして十分に広報に載せる過程で慎重に判断されたのか。繰り返しになりますが、この文言が今の時代にいかに乖離しているのか。本当に人権意識の弱さを痛感したのは私だけではないと思いますが、いかがですか。

町長もこの1月の広報の新年挨拶の中で「暮らしの7か条は、先進的な取り組み」と評価されています。この文言や言い方に何も疑問も町長自身も持たなかつたのですか。

都会風もいいじゃないですか。都会から来た人の新鮮な感覚と池田で生まれ育ち住んでいる人たちの受け止め、古い慣習、お互いに刺激しあい、揉まれてより良い地域になっていくのではないか。時代とともに、こうした移住者の新鮮な感性と相まって、地域と社会がより良く変わっていくのではないか。大事なことは、集落の中での話し合いや、共存共栄・相互扶助の精神ではないでしょうか。

同時にこれに関連して最後に、社会奉仕作業について。池田の暮らし7か条では「労役」と、

ちょっときつい言葉を使っていますけど、社会奉仕に参加しないと出不足としてお金を徴収する。私の集落でも20年ほど前からあり、徴収していた。来なかつたら何千円。女人なら男の半額。こういう出不足は、この際止めいくことが必要ではないでしょうか。これは行政として区長会にアドバイスし、古い慣習を無くしていく。こういう行政の公正さ、民主主義的な感覚を広める。こういう役割を一層發揮していただきたいことを求めて、次の質問に移ります。

2点目は、シャクナゲについて。池田町文化協議会の冊子の表題はシャクナゲです。これは池田の素晴らしい1つです。

今年は、池田町が町の花としてシャクナゲを指定してからちょうど50年。節目の年です。シャクナゲは、温暖化や開発行為によって減ってきてています。冠山周辺のシャクナゲは北方系のシャクナゲと南方系のシャクナゲが混在している貴重な自然生態です。

このシャクナゲを大事にしたいという人たちが、保存会を作って30年たちます。保存会がシャクナゲのPRのため、町内4ヶ所にシャクナゲの花と宣伝看板を設置したんですけども、かつて看板を設置する時に、町有地に1つ設置したいと要望したが断られたようです。これは事実かどうか。またなぜ断ったのか。お聞きしたいと思います。

池田暮らしの7か条ではありませんが、池田町の良いところとしてシャクナゲ振興をもっともっと、50周年にあたってシャクナゲ振興を広めていただきたい。

3点目、軍事拡大・原発回帰の岸田政権について、町長の思いと見解をお聞きします。

日本海に面している福井県はアジアの玄関口です。中国をはじめアジアの国々と信頼を深め、更に経済で結び付くことで福井県全体や池田町も含めた経済発展の可能性が大いに広がります。福井県の貿易相手の第1位は中国です。

ところが今、岸田政権がやろうとしていることは、中国を念頭に置いた戦争準備です。敵基地攻撃能力、先制攻撃できる仕組みです。そして実際、防衛省は今後5年間で約4兆円をかけて、全国300の自衛隊基地を強靭化する方針を持って、ゼネコン関係者との意見交換会までおこなっていることが、国会審議の中でも明らかにされています。

鯖江の陸上自衛隊駐屯地もこの強靭化施設に入っています。何のための強靭化か。化学、生物、核、爆発物等による攻撃、核戦争・核攻撃までを想定した強靭化です。

世界一集中立地する原発を有する福井県が無傷であると誰が保証できるのでしょうか。池田町魚見地区は、敦賀原発の30km圏内に入っています。こうした原発の再稼働や原発新增設まで図ろうとしています。

何よりも必要なことは戦争準備ではなくて、平和のための外交努力です。自治体の大切な仕事は住民福祉です。住民および滞在者の安全を守ることです。軍事拡大の財源は、大増税と一層の社会保障の削減につながります。ミサイルより命と暮らしです。

福井県の町村会役員としての町長の思い、どう考えているのか。答え難いかもしれません、見解をお聞きします。

同時に原発から30km圏内の池田町でも、住民への緊急事態対策のための安定ヨウ素剤の家庭配布の実施を求めて、最後の質問に移ります。

最後は、国民健康保険税の問題です。

今議会にも先程、町長提案の議案として、国民健康保険税の値上げ案も提起されています。その理由として「1人当たりの医療費が県内でトップクラスなのに、保険税額は県内で2番目に安い。他市町と均等が取れていません。県に納める納付金も財源不足で基金や他の公費で補つ

ているから」と、しています。

国保財政が6年前に都道府県に一本化されました。そして国はこの件に対して、従来市町村が一般会計からの繰り入れをした場合、繰り入れにより国保税を少しでも安くしようと努力しているけれども、この繰り入れをやめる。こういう指導を、県はもっとしなさい。

実際、それをやった県に対しては、交付税を少し上乗せする。ということまでやって市町村が国保税の負担軽減を図るために一般会計から補填する、それを辞めさせるようにしてきました。こうした背景のもとで今、一般財政から補填する自治体は確かに減っているが、しかし国庫基金の活用や一般財源からの補填、きっちりやれば国保税を値上げしなくとも済む訳であります。

一般会計からの繰り入れとして政府がペナルティをかす決算・補填などを目的に、こういう法定外繰入と、決算・補填等以外の目的、2種類の一般会計の繰り入れがあるそうですが、後者の方はペナルティを受けない一般会計からの補填です。

国保加入者は、自営業者やお年寄りなど弱い立場の人が多い保険です。池田町の国保加入者は334世帯479人もおられます。池田町の年間予算は一般会計だけでも約40億円です。今、相次ぐ物価高・電気代大高騰。こういう中で年金を削られる、こんな苦しい現状の中で、他の町と比べて安いから、他の町に比べて医療費が高いから、値上げすることは、いかがなものか。

医療費が高くなるのは高齢化しているためであり、脳梗塞プロジェクトなど、いろいろ頑張っているとは言え、ある意味高齢化が進んでいる池田町では当たり前です。まさに県が言うように肃々と値上げすることは、いかがなものか。

今後の常任委員会の審議でも意見を述べたいと思いますが、改めて、こうした値上げは行わないように、生まれたばかりの赤ちゃんにまでかかる、子供さんの均等割り、直ちに廃止するよう求めて、私の質問と致します。

#### ○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

#### ○飯田議長

総務財政課長 森川 君

#### ○総務財政課長

私より、宇野議員の「池田暮らしの7か条について」のご質問にお答え致します。

まず、池田暮らしの7か条作成の経緯についてご説明致します。

池田町区長会では、総会や役員会を通して集落の課題等を議論されております。令和4年の役員会は、3回開催致しましたが、その中では空き家や廃屋、除雪の課題が話されるとともに移住者との摩擦等についても意見が出されました。

そして全国の他地域での取組事例を参考に、区長会として7か条の取りまとめがされたものです。7か条作成の意図は、7か条前文に明記してある通り、池田町に好感を持って移り住ん

でこられる方を歓迎するとともに、今後移住されてくる方が、地域・集落の内部ルールや文化を知らない・聞いていない・こんなはずじゃなかったなどによる、トラブルを避けるための方策として作成されております。

役場としては区長会が主体となり、今後移住されてくる方の受入れに向けた取り組みの検討結果であり、12月の区長会で承認され、町に対して提案された重きものであるため、広報にて住民の皆様にも周知することが必要だと判断したしだいです。

なお、掲載にあたり誤字があったことは、お詫び申し上げます。

また暮らしの7か条だけがクローズアップされていますが、区長会の中では、今後各集落の「集落の決まり事やしきたり、風習等を明文化する“集落のテキスト”づくりを行うことが必要」だとされております。集落で暮らす共同のルールをきちんと明文化し、包み隠さず伝えることがお互いのミスマッチを防ぎ、末永く暮らしていくために重要であると判断したものです。このような取り組みが進めば、様々な方が共同して暮らす場である集落の維持発展につながるものであると、役場も期待しております。

以上、宇野議員のご質問のお答えと致します。

○教育委員会事務局長

議長 教育委員会事務局長 飯田

○飯田議長

教育委員会事務局長 飯田 君

○教育委員会事務局長

宇野邦弘議員の質問についてお答えします。

まず「シャクナゲ保存について町の考えは」とのご質問についてですが、シャクナゲは冠山に自生していること。また町民に植木鉢や露地栽培で広く親しまれていることから、町は昭和48年に町の花に指定されております。現在、町として特段の保全活動や取り組みは行っておりませんが、シャクナゲの栽培・普及活動を行っている「シャクナゲの会」が池田町文化協議会に加盟しておりますので、文化協議会への助成を通じて、活動を支援しているところあります。

次に、シャクナゲを紹介する看板の町有地の設置を許可しなかったことについて、ありますけれども、申し出のあった設置場所は、国道417号板垣トンネル手前にある「木の里広場公園」でありました。ここは、県の屋外広告物条例により、広告物の設置を原則、禁止する場所に該当するため、担当課よりお断りしたのであります。

以上、宇野邦弘議員のご質問のお答えしました。

○保健福祉課長

議長 保健福祉課長 山口

○飯田議長

保健福祉課長 山口 君

○保健福祉課長

只今の宇野邦弘議員の「国民健康保険税の税率改定について」のご質問にお答え致します。

まず国民健康保険は、平成30年度から福井県と市町が役割分担し、共同運営する制度となりました。財政運営については県が行い、医療給付に必要額の全額を市町に対して交付し、市町は、県より示される事業費納付金を納めております。

その事業費納付金を納めるために必要となる標準保険料率が、県より各市町に参考値として占められ、それを元に市町ごとに保険税率を定めています。

現在福井県においては、令和10年度代前半の国民健康保険税統一に向けて作業を進めており、統一後は、福井県のどこに住んでいても同じ保険税率が適用されることとなります。また国民健康保険は、特別会計にて事業を行っており、サービスにより利益を受ける特定の方に受益の範囲内で使用料や手数料などを負担していただく考え方、いわゆる受益者負担の原則に従い運営すべきであり、一般会計からの繰り入れによる保険税抑制は考えておりません。

そして現在の保険税率では、県に納める事業費納付金を賄えていないこと。将来、保険税率が県下統一された際、被保険者方への保険税激変による混乱を小さくするためにも、計画的に段階的な税率改定の実施が必要だと考えております。

なお、子供さんの均等割り廃止については、地方税法に沿って運営いたしております、考えておりません。

以上、保健福祉課から宇野邦弘議員へのお答えとさせていただきます。

○町長

議長 町長 杉本

○飯田議長

町長 杉本 君

○町長

私からもお答えさせていただきます。

国防・国家安全保障ならびにエネルギー政策というのは、国の極めて重要な責任課題であります。国会において、慎重に充分ご審議いただくべきものだと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○飯田議長

只今の理事者の答弁に対し、宇野邦弘君 よろしいですか。

○宇野邦弘議員

議長 宇野邦弘

○飯田議長

宇野 君

○宇野邦弘議員

町長の最後の答弁については、非常残念です。明確な見解は言えなくても、その思いは一言でも触れて欲しかったという点と、ヨウ素剤配布についてのご回答が無いのでお願いしたい。

また、池田暮らしの7か条の問題については、これも町長にもお聞きしたんですけども答弁ありませんでした。

ある移住者の意見ですけれども「言葉で人が傷づきます。死ぬこともあります。それ違いはいろいろあるでしょう。道徳の強要ではなく、詳しいルールの共有だ。謝罪はあるべきではないか。なぜ広報に載せたのか。」

また別の方は「大部分の人は、すぐに忘れるかもしれません。池田を好きでいてくれる方や全国の移住者の皆さんに悲しい思いをさせてしまったことが、私は本当に悲しい。衝撃が大きすぎて気持ちがついてこれなかった」と言っておられ、こんな思いをさせたことは事実なんです。

あらためて移住を考えている方々に池田に来ていただき、池田の良いとこも悪いとこを見て、それこそ品定めしてもらおうじやありませんか。

区長を含めて3回の役員会をやったと言いますけれども、基本的に区長会で文言も作ってきましたか。原案も含めて。その点も含めてお聞きいたします。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○飯田議長

総務財政課長 森川 君

○総務財政課長

私よりヨウ素剤の事前配布についてお答え致します。

ヨウ素剤の事前配布の手続きについてご説明致します。ヨウ素剤の事前配布については、原則40歳未満の者が適当だとされています。そして事前配布にあっては、原則として医師による住民への説明会を定期的に開催する必要があるとされております。

説明会においては、医師により「安定ヨウ素剤の配布目的」「効能または効果」「服用の手順とその連絡方法」「配布後の保管方法」「服用時期」「服用を優先すべき対象者」「副作用等の留

意点」などを説明し、それらの記載した説明とともに配布することとなっています。またその説明会は、定期的に行うことが必要となっています。

更に住民が安定ヨウ素剤を受け取る際には、住民が記載したチェックシートに照らし合わせて、保健師・薬剤師等の専門職が確認証を記載し、安定ヨウ素剤の取扱留意事項について理解をしているか。などを確認するため受領書に記入および提出していただくことが必要であるとされています。保管方法や更新、回収についても周知方法や取扱が細かく決められています。

このような手続きを踏まえたうえでないと、事前配布は行えない状況です。これにつきましては原子力規制庁から出されております「安定ヨウ素剤の配布服用にあたって」の資料に記載されております。

一方緊急時には、国が避難地域の空間染料を考慮し、国が UPZ と対象地域に避難等の指示を行います。安定ヨウ素剤については、避難の指示と一緒に配布・服用の指示が出されます。町の方針として事前配布を行うのではなく、国・県からのヨウ素剤配布・服用の指示があった場合に診療所周辺を配布場所とし、バス避難あるいは自家用車避難の住民に対して配布する方が間違いない配布と確実な服用につながると考えております。

以上、宇野議員のご質問にお答えします。

続いて暮らしの 7 か条の質問についてお答え致します。役員会は 3 回行わさせていただきました。そして暮らしの 7 か条の原案になるものにつきましては、先程も説明させていただきましたが、他の地域での取組事例がございましたので、それを参考に出させていただいて、我々事務局の方でこういう物がありますよ、こういうものでどうでしょうか。と、提案させていただいたということでございます。以上です。

○飯田議長

宇野 君

○宇野邦弘議員

はい。宇野邦弘。

暮らしの 7 か条の件で課長答弁では、事務局の方が全国の事例や和歌山県の参考例を提起して、あとは区長会役員の中で論議されて文言化されたということですね。現在の区長会は、作成時の区長会と交代などで代わっていますが、先程の移住者のある方の文言でもあるように、言葉は人を殺すこともあるんだ、そういう受け止めを実際に多くの方がされたんだ、そういう事もある訳で、今一度、変更・撤回・謝罪も改めて求めていただきたいと思います。

あとヨウ素剤家庭配布については、既に嶺南のいくつかの市町では行っています。薬局でもヨウ素剤は買うことができる。これは、より突っ込んだ緊急事態対応ですから、県の指示を待たずに出来ることなので、更なる検討をお願いしたいと思います。

あとやっぱり町長からお聞きしていない。1月の広報の時の積極的な評価の点で、文言などに疑問を持たなかったのか。是非お聞きしたい。私の質問と致します。

○飯田議長

町長 杉本 君

○町長

今の質問ですけれども、まず町報の最終決済者は私ですから、町報の了解を最終的に決裁した私が責任者だと思います。

文言に何も疑問などが無いのか。ということになるんですけども、先程も総務財政課長からも1つご案内がありましたけでも、区長会役員会で、区内で発生したトラブルとまでは言わないからしれませんけども、摩擦的なことが1つや2つではなかったと聞いております。

そういう話が出され、今、こういう文書で区長会の意図するところが上手く社会に伝わらず、不快に思われた方がいることは、大変遺憾で残念なことでございます。

ただ、どうしても隠れがちになった集落のテキストづくりも合わせてやるんだということの評価。それからトラブルとも言えないような些細な出来事が集落の中にあるが現実です。そういう事例の無い集落の区長さんは、あまり実感が無いんだろうと思います。

そしてお伺いするには、私も何集落の区長さんからお聞きもしました。また池田町は過去に移住者と言えばいいのか転入者と言う方が適切かもしれませんけども、今は池田町にいらっしゃらないから事例を上げさせていただければいいのかもしれませんけれども、ゴミ屋敷になって火災まで出された事例もありました。

そういう歴史から考えていくと、移住あるいは転入の政策を今まで池田町は積極的にやらないというか、やれなかつたという歴史があります。

これもご案内のように「ふるさと協力隊」とか「緑の協力隊」の制度が出来て、若い青年がここ十年ほど前から池田町に来て、良き汗をかいでもらって、その評価も高かった訳です。そういうことから徐々に池田町の魅力が上がって、近年では転入されてくる方も大勢いらっしゃる。ここまで充分ありがたい話なんですが、今、申しました通り、複数以上の集落で、少し揉め事みたいな事があり、それも今、心を痛め方もいらっしゃると思いますけれども、集落の中にも心を痛めている高齢者、お年寄り、あるいはそういった摩擦のある方と接している区長さんの気持ちも“折れている”という表現が良いのか分かりませんが、悩んでいらっしゃる場面もあるということですから、互いに理解し合えるには、何か良い方法がないのだろうか。何か分かち合っていく方法がないのだろうか。と検討する中、役場の事務局としては全国に事例はないのか調べ、いろいろな書物なり情報なりを得て、全国によく似た事例がある訳でありますから、それを取り寄せて“池田風”になるように、役場側も少しお手伝いしながら文書を作ったということあります。

中身等について私は、その取り組みを事前にという言葉が良いのか、わかりませんが、迅速に取り組んだ区長会は、私は先進的であり、他の地域ではこういった摩擦が大きなトラブルとなり暴力的になって暴力事件まで発展している所もある訳でありますから、そういうことにならないうちに双方が分かち合えるように、何か手を打てないかという取り組み。そしてただ転入されてくる者に対して物を言えば良いものでは決してないこと。

今ほどもご指摘があったように自分たちの集落の暮らし方がこれでいいのかと、あるいは女性にしろ、青年にしろ、集落の運営はこうなっているんだと見える化も図っていかなければ、今居る人でさえ、民主化になつてない訳でありますから、そういう取り組みと合わせて移住

者の方を迎えるに、そういう体制を整えられないだろうかという思い。

それら区長会にしてみれば、私は前向きに取り組んだものと思っている訳でありまして、その2つの取り組みを進めることで、集落のこれから暮らしを良くしたいのが本心であると、私は伺っている訳でありますから、そこらをもう少しご理解をいただけるようにお願いいたいと言うことと、繰り返すようでございますが、表現が関係する方々の心を痛めてしまったということについては、遺憾であって、私としては残念。せっかく良き取り組みをしながら残念なことになっていると思っているだいございます。

以上です。

○飯田議長

これにて、宇野邦弘 君の一般質問を終わります。

○飯田議長

次に丸石純一 君

○丸石純一

議長 丸石

○飯田議長

丸石 君

○丸石純一議員

改めまして丸石純一です。この4年間で16回目の一般質問となります。これまで一般質問を通して、理事者の方々には、真摯に回答を頂き、実現したものも多くあります。改めお礼申し上げます。ありがとうございます。

今期最後の質問をするにあたりまして、まず最初に、昨年3月定例会時における町長の施政方針でもありましたが、ロシアによるウクライナ軍侵攻から1年が経過しました。一日も早く、ウクライナに平和が戻るよう心から願い続けております。

また町内において、区長会の提言である7か条が大きく取り上げられました。昨年の12月9日、メディア各社に池田町よりプレスリリースされたと聞いております。内容については、課長の答弁にもありますが、自分たちの姿勢を出すことで、これから移住を検討される方々へのミスマッチを防ぐという目的において、大変参考になると思いました。

しかし、町が広報誌に前文等を省き載せたこと、もう少し長く補足を入れなかつたこと、これにより与える印象が変わってしまい、当初メディアの反応も真の意味が伝わらず、言葉尻を取り上げた報道となつた事は、事実でございます。

私自身も、広報誌に載ったタイミングで多くの町民から連絡を頂くと同時に、池田町の移住定住サイトを通じ、多くのメディアから問い合わせがありました。10社以上取材を受け、1社につき1時間以上、時には4時間以上の取材を受け対応しましたが、載った内容が1文だけで、いわゆる切り取られる形になつた事に対して抗議もさせて頂きました。

しかし考え方によっては、今までポジティブな情報を流して移住ウェルカムという議論が多かったですが、移住者を検討される方においても守ってもらいたい事はしっかりとお伝えする、それがネガティブな情報と捉えられたとしても、事前に告知した方が、池田町に来て沢山の魅力に出会い、長く定住してもらう事に結果として、つながるのではないかと思っております。

私自身の経験であります、縁のふるさと協力隊として池田町に来る前、一週間いわゆる都会風を吹かさないようにと、いわゆる田舎での過ごし方に気を付けなければならないことを、しっかりと教えていただきました。

また企業において、離職率を下げるためにも使われる、いわゆる良いこと・悪いことを敢えて事前にお伝えするワナウスの RJP 理論がありますが、これにも合致した考えであると思っております。

しかし、議会において広報委員としての立場から言わせてもらうならば、もう少し丁寧な告知を心がけて頂きたかった。その一点につきます。

さて事実、池田町の政策として、子育て環境においても、高齢になって住み続けていく上でも、住みやすい、サービスが行き届いていると思われる部分が多くあります。

その観点より令和5年度予算について一般質問させていただくと同時に、大きく3点質問させていただきます。

「令和5年度予算について」昨年の合計特殊出生率は、池田町において約1.2となりました。全体として人数が少ないので、大きく全国の平均を上回る時もあれば、昨年の様に下回る時もあります。そのため合計特殊出生率だけでは測れない、池田町において子育て環境が非常に良い状況であることを改めて確認します。

その理由は、池田町においては待機児童が0となっております。また、民間の森のようちえんや、病児保育や、通園バスの存在、妊娠婦時における医療費助成、なによりも地域全体で子供を見守れる環境が子育て環境に向いているといえます。さらに町の政策として、第1子誕生に伴い新しい命を授かり、初めての出産に期待と不安を持つお母さんに対し、出産準備金として20万円をはじめとした、ママがんばる手当事業、子育て世代向けエコカー購入支援事業など、多様な形で子育て環境を支援していることが、池田町に戻って子育てをしようというきっかけの一つにもなっていると思います。

しかし子育て世代の減少により、予算上において、児童福祉費は238万円の減額となっていました。その減額が予想される予算について、新たな支援事業をしたり、既存の支援の拡充など検討できないでしょうか？例えば、町が運営している施設において福井県全体でやっております「ふく育パスポート」が使える店の拡充や、多子世帯へのさらなる支援拡充など検討もよいかもしれません。

また、町内コミュニティが子育てに影響を与えている可能性も大いにあります。地域全体で子育てをしているという風潮が町内にあることで、安心して子育てができる環境が確かにあります。地域のイベントごとに子供を連れていくと、大きくなったり、もうこんなこともできるの？と暖かく迎え入れてくれたり、危ないことをしてると、見て見ぬふりではなくしっかりと叱ってくれるというのも地域コミュニティがあつてこそだと思います。

しかしコロナ禍において、少なからずお祭りごとを中心とした集まる場は減少傾向にあり、地域のつながりに影響を与えている状況です。そんな中、コロナ禍以前まであった、池田学というのは、老若男女が楽しめるイベントでした。このイベントについては地域を好きになる大

きなきっかけをたくさん含んでおり、養魚場で魚釣りやや龍双ヶ滝など、地域の楽しみ方を知っている先輩と歩く、地域の散策活動は、参加した全員が地域の宝物をみつけることができた活動だと思います。全国では部活動の地域移行が進んでいますが、池田町内においてまだまだ選択肢は少ないのが現状です。このあたりを踏まえて、行政主導に近くなってしまいますが、池田学のような地域全体、老若男女で学べる機会の場、新年度予算または事業などにおいて検討できないでしょうか。

また敬老会について質問致します。

コロナ禍において3年間中止を余儀なくされていましたが、敬老会は、長寿のみなさんをお祝いすると同時に、地域コミュニティを醸成していく上でも大事な役割を果たしていると思いますので、是非ともできる形で開催を願っています。また学校教育においても、敬老会は一つの発表の場でもあり、大切な行事だととも伺いました。

コロナ禍はようやく一つの節目を迎えることになりそうですが、油断もできないという状況が続くと予想されます。ここで伺いますが、今回の予算については開催するための予算または、これまで3年間のように中止になった場合に、ごちそう券の配布を代替え事業として配布するための予算のどちらかのみになっているのでしょうか。

ごちそう券は、コロナ禍において家族でごちそうを食べれてよかったですなどの話もあるかと思いますので、是非とも、開催をする方向を前提に、不安で今年はもう一年参加を見送ろうかという方には、ごちそう券の配布をする予算を新規で検討できないでしょうか。

2点目「道の駅フォーシズンテラスにおいて」、2024年3月1日より建物の供用が開始されます。それに伴い、キッチンカーの呼び込みや物品の種類数の確保、食堂の運営、オープンイベントなど、観光客や町民に馴染みのある施設になってもらうための宿題は、まだまだたくさん残っている状況だと考えております。そんな中で、フォーシズンテラスの年間利用者目標など目標を掲げ、施設をフル活用してもらうという考え方は非常に重要になってくると思います。そんな中で、町内の商工事業者や、観光に携わる方々と、どのような施設を目指していくかについてなるべく早い段階で、協議や意見交換会を開催できないでしょうか？ 関わりしろを早めに作ることで、活気あふれるテラスを作っていくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に「マイバスについて」先進的な取り組みとなっているマイバスで、今後とも、利用をされるみなさんが気持ちよく活用できるように、提案をさせて頂きます。町内において、特に冬の期間においてですが、マイバスの後続車になった車より、停まる瞬間や場所がわかりづらいと伺っております。手上げ性は大変便利な反面、後続の車にも注意喚起はあらかじめ見える形で注意喚起は必要だと考えます。

今年の冬からは、冠山トンネル開通により交通量も増える中、マイバスの存在をしらない車が多数町内を通り抜ける事になります。交通事故を未然に防ぐためにも、マイバス後部に注意を喚起するステッカーやブレーキ連動型の電子掲示板の設置を検討できないでしょうか。

以上三点について、ご答弁よろしくお願いします。

○保健福祉課長

議長 保健福祉課長 山口

○飯田議長

保健福祉課長 山口 君

○保健福祉課長

只今の丸石議員の「子育て世代への新たな支援策」について関するご質問と「令和5年度敬老会の実施」についてのご質問にお答え致します。

まず、「子育て世代への新たな支援策」につきましては、児童福祉費が減額となった原因は、対象となる子育て世代が減少したことによります。こちらの児童福祉費では、町独自の事業といったしまして「ママ頑張る手当て」「子育て世代向けエコカー購入支援事業」「ようこそ赤ちゃん事業」を池田町で子育てる世代を応援する目的で実施しております。令和5年度の当初予算においては引き続き事業を実施いたすことをしております。

また国の方では異次元の少子化対策の実施を打ち出しており今年1月1日から妊娠出産した女性を対象に10万円を支給する出産子育て応援給付金がスタートしております。4月からは出産育児一時金が原則42万円から50万円に増額される予定であります。

しかし今のところ、それ以外の事業や規模、実施時期について明確な物は示されておりません。政府は6月に具体策を示すこととなっております。その動向を踏まえて、今後の新たな支援策へ拡充を検討していきたいと考えております。

続いて「令和5年度敬老会の実施内容について」のご質問ですが、敬老会は令和2年度から今年度までの3ヶ年、新型コロナの感染拡大状況により中止し、代替事業として町内の漁商組合や酒販組合等で使えます「敬老ご馳走券」を1人2000円お配りしております。

本議会に上程致しました来年度の予算につきましては、コロナ禍前の一堂にかいして実施し、欠席された方には敬老会名簿等をお配りする内容にて、予算を計上致しており、欠席された方へのご馳走券の配布の予算は、計上しておりません。

なお、今議員からご指摘を受けたので、これを機会と致しまして敬老会開催についての見直しにあたりたいと思います。コロナ禍の前と後では生活様式や考え方方が大きく変わったとも考えられます。これまで通り一ヵ所に後期高齢者を数百人お集まりいただき飲食することが適切なのかななどを含め、敬老会の内容について年内を目途に意向調査や関係者・専門家の意見聴取を実施致しまして、今後の事業について検討してまいりたいと考えております。

以上で、保健福祉課から丸石議員へのお答えとさせていただきます。

○教育委員会局長

議長 教育委員会局長 飯田

○飯田議長

教育委員会局長 飯田 君

○教育委員会局長

丸石議員の質問についてお答えします。

「池田学のような地域全体、老若男女が学べる機会がないのか」とのご質問でありますけれども、コロナ禍の3年間は公民館での地域活動は企画しておりませんでしたが、農村 de 合宿キャンプセンターで子供キャップを実施致しました。来年度も子供キャップほか、親子で農村体験プログラムなど地域住民と協同で実施する予定であります。また今後、図書館・公民館機能を融合した事業を検討しており生涯学習、社会教育活動の充実を図る中で地域を知る・地域を学ぶ企画なども取組めたらとも考えております。

以上、丸石議員の質問にお答えしました。

○農村政策課長

議長 農村政策課長 中村

○飯田議長

農村政策課長 中村 君

○農村政策課長

私より丸石議員の「仮称：道のオアシスフォーシーズンテラスの開業に向けての町内関係事業者との連携・調整について」お答えします。

仮称：道のオアシスフォーシーズンテラスの施設の整備概要としては、ビジターセンター、駐車場、イベント広場、芝生広場、足羽川を眺望できるデッキなどを配置する計画であります。

その中において、ビジターセンターは、町内の特産品や飲食の販売、屋外ではキッチンカーの活用も想定した整備を進めており、利用いただく皆様に池田の品・味・町の取り組みを提供することにより農村の賑わい、地域経済の創出を計画しているところであります。

これらの運営については、令和5年内を目途に観光地域法人の発足を計画し、本年は設立準備室を設置する予定であります。この準備室においては仮称：道のオアシスフォーシーズンテラスの開業とともに事務所をビジターセンターに移し観光地域づくり法人として、本施設の運営維持も含め池田の観光行政を総合的に進めていく組織にしたいと考えております。

令和5年においてはこの準備室が中心となり各事業の調整を図るものとしておりますが現段階では今後の施設運営として事業の内容、年間スケジュール、サービス内容これらを進めるうえで必要な人員の配置など全体計画を進めているところであります。今後施設運営については、当然町内業者・関係団体の皆様と連携が必要だと考えておりますが、目下のところ施設運営の

方向性を固めていく段階であるため各団体との具体的な調整時期については、時間をいただき慎重に進めていきたいと考えていることあります。

以上、丸石議員の質問のお答えとさせていただきます。

○総務財政課長

議長 総務財政課長 森川

○飯田議長

総務財政課長 森川 君

○総務財政課長

私より、丸石議員のマイバスについてのご質問にお答え致します。

マイバスにつきましては、ワゴン車は一目でマイバスと分かるように、車両自体をラッピングし、後部にもマイバスと表示をさせていただいております。

しかし、今年度購入したマイクロバスにつきましては、マグネットシートによる表示となつており、後部には表示のない状況でした。現在は、後部にもマイバスであると分かるように表示をしております。これで、後続車に町が運航している公共バスであるとご理解いただき、車間距離を十分にとっていただけるのではないかと考えております。

また、乗客の乗り降りのため一旦停止する際は、早めのブレーキなどで後続車に停止をお知らせするなど、安全運転に努めていただいております。今後も引き続き、安全運転・安全運航に努めて参りたいと考えております。

以上、丸石議員のご質問の答えと致します。

○飯田議長

只今の理事者の答弁に対し、丸石純一君 よろしいですか。

○丸石純一議員

議長 丸石

○飯田議長

丸石 君

○丸石純一議員

丁寧な答弁ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。以上です

○飯田議長

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

只今的一般質問に対する理事者の答弁、並びに先ほどの施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問ありませんか。

これをもちまして一般質問並びに関連質問を終わります。

○飯田議長

先程の町長より施政方針に加え議案の提案理由の説明がありましたが、これより各議案に対する質疑を行います。

・質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

○飯田議長

次に議案第1号専決処分の承認を求めるについて（専決第1号令和4年度池田町一般会計補正予算（第10号））について質疑を行います。

・質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

○飯田議長

これより討論を行います。討論ありませんか。

討論ないと認めます。お諮り致します。議案第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

○飯田議長

全員起立です。よって議案第1号は原案のとおり承認されました。

○飯田議長

お諮りいたします。

只今、議題となっています。議案第2号から議案第29号までを会議規則第38条の規定によりそれぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員各位

異議なし

○飯田議長

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しております、議案付託表のとおりそれぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今、常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。

○飯田議長

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて 散会 します。

（午後3：05閉会）

議長

會議錄署名議員

會議錄署名議員